

枚 数	表紙共 9 枚
設計年月	令和7年2月

入札番号：6

令和7年度

神通川左岸浄化センター海域等調査業務委託 参考数量調書

(公財) 富山県下水道公社

施設管理課

総括表

委託業務価格	円
--------	---

消費税相当額	円
--------	---

設計額	円
-----	---

履行場所	射水市海竜町周辺海域外
------	-------------

履行内容	神通川左岸浄化センター処理水の放流先 水域における環境調査を実施するもの
------	---

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
測量業務費						
1 試料採取						
(1) 試料採取 (海域)	15箇所/回 毎月1回	1.0	式			一位代価表 第1号
(2) 試料採取 (足洗潟)	1箇所/回 年4回	1.0	式			一位代価表 第2号
2 分析費						
(1) 分析費 (海域)	15箇所×12回=180検体	1.0	式			一位代価表 第3号
(2) 分析費 (足洗潟)	1箇所× 4回= 4検体	1.0	式			一位代価表 第4号
3 報告書作成		1.0	式			一位代価表 第5号
直接測量費 計						

一位代価表 第1号

名称 試料採取(海域)

一金

円

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
試料採取 1年当り						
測量技師補			人			
測量助手			人			
備船費	調査作業船		式			二位代価表 第1号
交通車			台日			
機器損料	採取器具		回			
	計					
	単位あたり	1.0	式			

一位代価表 第2号

名称 試料採取(足洗瀉)

一金

円

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
試料採取 1年当り						
測量技師補			人			
測量助手			人			
	計					
	単位あたり	1.0	式			

一位代価表 第5号

名 称 報告書作成

一 金

円

1式 当たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
試料採取 1年当り						
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
	計					
	単位あたり	1.0	回			

一位代価表 第 号

名 称

一 金

円

当たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

二位代価表 第1号

名称 備船費
 一金 _____ 円 _____ 1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
備船費 1年当り						
備船費		12.0	隻日			
測量船操縦士			人			
	計					
	単位あたり	1.0	式			

一位代価表 第2号

名称
 一金 _____ 円 _____ 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

神通川左岸浄化センター海域等調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、神通川左岸浄化センター海域等調査業務委託（以下、「業務委託」という。）契約書第1条に基づき、業務委託の履行に係る必要事項について定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 業務内容は、神通川左岸浄化センター周辺海域及び足洗潟の調査を行うとともに、その結果について解析するものとする。

(法令遵守)

第3条 受注者は、業務委託の履行にあたり、計量法（平成4年法律第51号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関連する法律を遵守して、業務を処理しなくてはならない。なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者及び受注者が協議するものとする。

(提出書類)

第4条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

- ① 業務着手届（様式第16-1号）
- ② 業務工程表（様式第17-1号）
- ③ 管理技術者等届（様式第18-1号）
（管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士（濃度関係）登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。）
- ④ 計量法による計量証明事業登録の写し
- ⑤ 計量法による計量証明事業登録簿の謄本の写し
- ⑥ 計量証明に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
- ⑦ 試料の採取手順及び分析項目ごとの分析手法（フロー）を記した書類

(2) 業務完了時に提出する書類（年度完了毎に提出）

- ① 業務委託完了届（様式第20-1号）
- ② 調査報告書（A4版） 3部
- ③ 調査報告書が記録された電子媒体（CD-R等） 1式
- ④ 測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
- ⑤ 業務記録写真 1部

(3) その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第5条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

- 2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。
- 3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務記録写真)

第6条 受注者は、業務の状況が判断できる業務記録写真を提出しなければならない。

- 2 業務記録写真は、業務の進行順序に従い撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。

(調査)

第7条 受注者は、調査を以下に示すとおりに行わなければならない。

(1) 海域調査

区分	項目	回数	調査箇所
水質 (注4)	水温	1回/月	新港東部埋立地東端 放流口から 500m沖地点 3箇所 " 300m " 1箇所 " 100m " 1箇所 足洗公園地先 500m沖地点 3箇所 海老江地先 500m沖地点 1箇所 四方地先 500m沖地点 4箇所 新港港口 2箇所 ※詳細については、別添図面参照
	水素イオン濃度 (pH)		
	塩分濃度		
	濁度		
	化学的酸素要求量 (COD)		
	亜硝酸性窒素		
	硝酸性窒素		
	有機性窒素		
	全窒素		
	全リン		
底質	強熱減量 (注5)		

- (注) 1 調査に先立ち、受注者は海上保安庁の許可(届出)を得ること。
 2 採水及び採泥は、受注者が備船のうえ実施すること。
 3 採水は、地点毎に海水を上層、中層の2層に分けて採取したものを混合し、地点検体を作成すること。
 4 分析測定は、昭和46年環境庁告示第59号及び昭和57年環境庁告示第41号または日本工業規格(JIS)、下水試験方法等に定める方法により分析を行うこと。
 5 分析測定は、強熱減量について底質調査方法(昭和63年環境庁水質保全局通達127号)に基づき行うこと。

(2) 足洗瀉調査

区分	項目	回数	調査箇所
水質 (注3)	水温	4回/年	足洗瀉から用水路への出口付近 1箇所 ※詳細については、別添図面参照
	水素イオン濃度 (pH)		
	塩素イオン		
	透視度		
	化学的酸素要求量 (COD)		
	生物学的酸素要求量 (BOD)		
	浮遊物質 (SS)		
	溶存酸素量 (DO)		
	全窒素		
	全リン		
	クロロフィル a		

- (注) 1 調査は、5月、8月、11月、2月の年4回とする。
2 採水は、受注者が実施するものとする。
3 分析測定は、昭和46年環境庁告示第59号及び昭和57年環境庁告示第41号または日本工業規格(JIS)、下水試験方法等に定める方法により分析を行うこと。

(解析等)

第8条 受注者は、十分な現地踏査を行い調査職員が提供する過年度の調査資料と比較検討し解析及び考察を行うものとする。

(報告)

第9条 受注者は、分析測定結果の報告を速やかに行うものとする。また、報告書は各年度毎に1冊にまとめるものとする。測定結果は、以下の期間内に報告しなければならない。

(1) 海域及び足洗濁調査 : 調査実施後10日以内

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第10条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈)

第12条 この仕様書の各条項に疑義が生じた場合、又は定めのない場合には、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

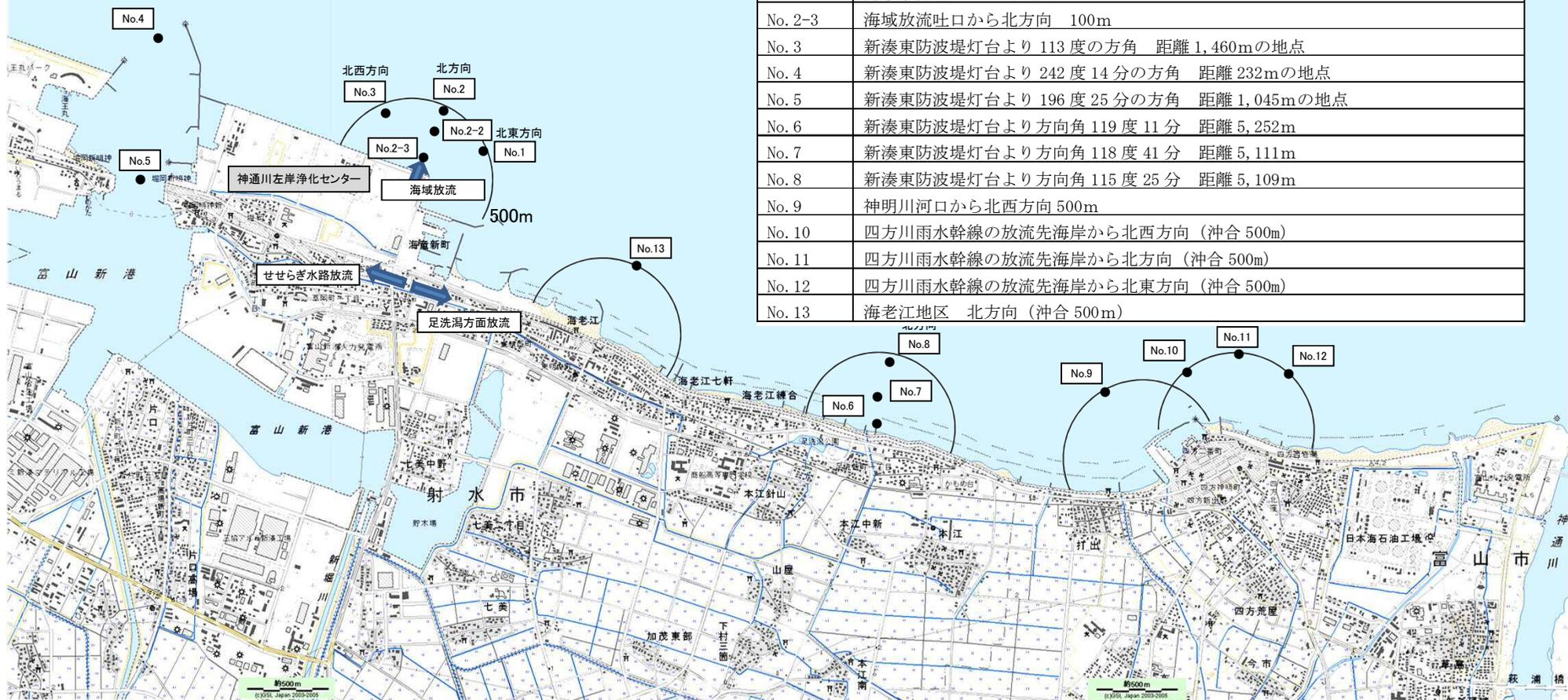
第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。

神通川左岸浄化センター 放流先および海域調査地点図



海域調査位置

地点番号	地点概要
No. 1	新湊東防波堤灯台より 109 度 43 分の方角 距離 2,182mの地点
No. 2	新湊東防波堤灯台より 106 度の方角 距離 1,780mの地点
No. 2-2	海域放流吐口から北方向 300m
No. 2-3	海域放流吐口から北方向 100m
No. 3	新湊東防波堤灯台より 113 度の方角 距離 1,460mの地点
No. 4	新湊東防波堤灯台より 242 度 14 分の方角 距離 232mの地点
No. 5	新湊東防波堤灯台より 196 度 25 分の方角 距離 1,045mの地点
No. 6	新湊東防波堤灯台より方向角 119 度 11 分 距離 5,252m
No. 7	新湊東防波堤灯台より方向角 118 度 41 分 距離 5,111m
No. 8	新湊東防波堤灯台より方向角 115 度 25 分 距離 5,109m
No. 9	神明川河口から北西方向 500m
No. 10	四方川雨水幹線の放流先海岸から北西方向 (沖合 500m)
No. 11	四方川雨水幹線の放流先海岸から北方向 (沖合 500m)
No. 12	四方川雨水幹線の放流先海岸から北東方向 (沖合 500m)
No. 13	海老江地区 北方向 (沖合 500m)

足洗瀉調査地点図



至 射水市 堀岡
←

至 富山市 四方

R415

駐車場

駐車場

足洗瀉

足洗瀉

時計台

足洗瀉公園

凡例

● : 調査地点

